



✿ 資 料 編 ✿

資料編

1 策定の経緯

期 間	項 目	内容等
令和元年12月20日 ～令和2年1月10日	アンケート調査 ※在宅介護実態調査のみ聞き取り調査のため、10月より調査開始	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、第7期経過介護実態調査、介護人材実態調査、介護休業等実態調査の5つの調査を実施。 ※調査概要については、資料編136頁を参照。
令和2年6月30日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市高齢者総合計画の位置づけ ・瀬戸市高齢者総合計画実態調査結果報告 ・瀬戸市高齢者総合計画策定スケジュールについて
令和2年10月12日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画実績評価について ・瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）の施策体系・骨子案について
令和2年12月3日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）素案について
令和2年12月18日 ～令和3年1月22日	意見募集 （パブリックコメント）	計画案への意見募集
令和3年3月17日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）計画案について



2 第8期介護保険事業計画関連法律等の動向

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が令和3年4月に施行されます。改正法の内容は、地域共生社会の実現を図るために、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保および業務効率化の取組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとされています。

① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業およびその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- i 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国および地方公共団体の努力義務を規定する。
- ii 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- iii 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- i 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができることとする。
- ii 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- iii 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

④ 介護人材確保および業務効率化の取組みの強化

- i 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保および業務効率化の取組みを追加する。
- ii 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- iii 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置をさらに5年間延長する。

⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携法人制度を創設する。

3 基本指針に沿った第8期介護保険事業計画の改定ポイント

第8期計画の「基本指針」は、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて改訂されました。

- ① **2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**
 - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- ② **地域共生社会の実現**
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組みについて記載
- ③ **介護予防、健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)**
 - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組みの例示として就労的活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
 - 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
 - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
- ④ **有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化**
 - 住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備にあたっては、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- ⑤ **認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**
 - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組みやチームオレンジの設置および「通いの場」の拡充等について記載）
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- ⑥ **地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取組みの強化**
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 総合事業等の担い手確保に関する取組みの例示としてボランティアポイント制度等について記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組みを記載
- ⑦ **災害や感染症対策に係る体制整備**
 - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載



4 瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則

○瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則

平成 25 年 9 月 25 日

規則第 23 号

(平 29 規則 15・題名改称)

改正 平成 29 年 3 月 31 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例(平成 25 年瀬戸市条例第 17 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 29 規則 15・一部改正)

(担当事務)

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく瀬戸市高齢者福祉計画の策定に関して、必要な調査及び審議
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づく瀬戸市介護保険事業計画の策定に関して、必要な調査及び審議
- (3) その他市長が意見を求めた事項についての調査及び審議

(平 29 規則 15・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療の専門的知識を有する者
- (2) 福祉又は介護の専門的知識を有する者
- (3) 市民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第 2 条で規定する担当事務の終了をもつて終わるものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会は、専門的事項を調査及び審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会において調査及び審議を行つた事項について、会議に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(平29規則15・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



5 策定委員名簿

※敬称略、順不同

所属機関・団体等	氏名	
名古屋学院大学	伊澤俊泰	委員長
一般社団法人 瀬戸旭医師会	鳥井彰人	副委員長
一般社団法人 瀬戸歯科医師会	加藤千博	
愛知県瀬戸保健所	鈴木康元	
社会福祉法人 瀬戸市社会福祉協議会	伊里みゆき	
瀬戸介護事業連絡協議会	鈴木伸一郎	
瀬戸市民生委員児童委員協議会	丹羽 蒼	
生活支援コーディネーター（第一層）	松田久美子	
特定非営利活動法人 瀬戸地域福祉を考える会まごころ	大秋恵子	
瀬戸市自治連合会	伊藤 勉	
市民代表	太田 眞知子	
市民代表	服部悦子	



6 パブリックコメント概要

(1) 募集期間

令和2年12月18日～令和3年1月22日

(2) 閲覧場所

市役所（2階 高齢者福祉課、1階 市政情報コーナー）、支所（水野、品野、幡山）、市民サービスセンター（パルティセと、菱野団地）、瀬戸市社会福祉協議会、地域包括支援センター、市ホームページ

(3) 提出方法

郵送、電子メール、FAXおよび窓口（直接持参）による方法

(4) 募集結果

① 意見提出人数

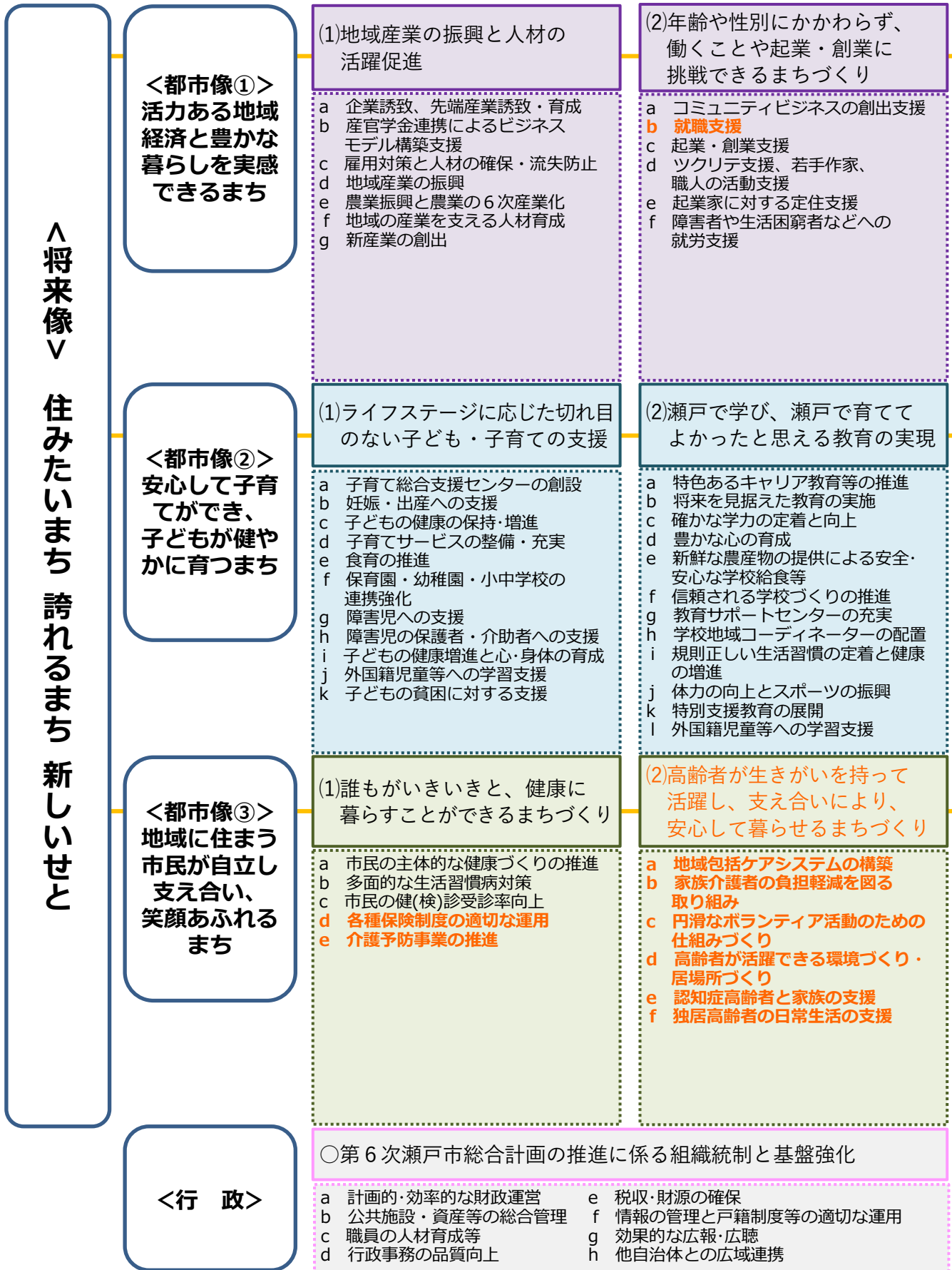
9名（窓口1名、メール1名、FAX7名）

② 合計意見件数

38件



7 第6次瀬戸市総合計画の施策体系



<p>(3)地域経済の活性化につながる地域資源を活かしたシティプロモーションの展開</p>	<p>(4)誰もがいきいきと、安心して働くことができるまちづくり</p>	<p>(5)市民生活の利便性を高め、企業活動の活性化につながる都市基盤の整備</p>
<p>a 観光産業の振興 b 瀬戸らしい“暮らし”の創出 c 市内外への「せとまちブランディング」の展開 d 戦略的な広報の推進 e 陶磁器産業のブランド化 f 姉妹都市などの都市間交流の促進</p>	<p>a 子育てサービスの整備・充実 b 保育園・幼稚園・小中学校の連携強化 c ワーク・ライフ・バランスの推進、女性活躍・男女共同参画推進 d 高齢者人材の活躍支援 e 各種セーフティネット整備・充実 f 働く世代に対する健康増進</p>	<p>a 広域ネットワークを形成する幹線道路の整備 b 道路・河川施設等の適切な維持管理 c 地域資源を活かした都市景観の形成 d 地域経済を支える有効な土地利用 e 拠点を交通ネットワークでつないだコンパクトなまちづくり f 名古屋市へのアクセスの向上 g 公共交通ネットワークの再構築 h ICT推進のための基盤整備</p>
<p>(3)多世代が子育てに関わることのできるまちづくり</p>	<p>(4)子育て世代に向けた魅力あふれる子育て情報の発信と定住の促進</p>	<p>(5)都市基盤整備による居住環境の魅力向上と未来に向けた良好な環境の継承</p>
<p>a 地域住民と学校との連携 b 育児サロンや保育園などを活用した子育て支援 c 高齢者による子育てサポーターの養成と活動の場の創出 d 多子世帯・障害児・外国籍市民への支援 e 家庭教育の充実 f 地域とともにある学校づくり g 子どもの健やかな心と身体の育成 h 婚活支援</p>	<p>a 子育て・教育に関するシティプロモーションの展開 b 市民自らが情報を発信できる体制づくり c 移住・定住支援・総合相談 d 3世代同居・近居の促進 e 中心地区への住み替え支援</p>	<p>a 公園や歩道など子育てのための都市基盤の整備・維持管理 b 面的整備事業による新たなまちづくり c コンパクトシティの推進 d 鉄道駅のバリアフリー化 e ユニバーサルデザインの推進 f 水や緑との触れあいの場の創出 g 自然環境の保護・保全 h 安全で安心な水の供給 i 日常生活を支える排水路施設の整備・維持管理 j 汚水処理人口普及率の向上 k 空き家活用・解体等の支援</p>
<p>(3)誰もが自立し、地域で支え合いながら生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>(4)地域の生活環境の向上と安全・安心な地域づくり</p>	<p>(5)誰もが生涯にわたって学び、郷土に対する誇りと愛着を深める豊かな地域づくり</p>
<p>a 地域生活支援事業の効果的な実施 b 福祉総合相談窓口の充実 c 個人が気軽に社会参加できる仕組みづくり d 地域力向上に向けた活動の推進・支援 e 地域活動を通じた健康と福祉施策推進の取り組み f 地域力・市民力を活かした障害者を支える仕組みづくり g 生活困窮者の自立に向けた支援 h 市民活動の推進と拡充への支援</p>	<p>a 温暖化防止・省エネ等への取り組み b 地域清掃・環境美化 c ごみ減量の促進・一般廃棄物の収集運搬 d し尿処理施設の適正な管理運営 e 公衆衛生に関わる公共施設の適正な管理・運営 f 消費生活センターの運営 g 火災予防体制の充実 h 消防・救急体制の充実 i 地域防災力の向上 j 防犯・交通安全の推進 k 企業の地域活動参画などのCSR支援・促進</p>	<p>a 生涯学習の推進 b 図書館サービスの充実 c 生涯スポーツの振興 d 文化財等の伝統文化の継承と陶芸文化の新しい活用 e 郷土の祭や伝統・文化の継承 f 文化芸術活動の支援や奨励 g 多文化共生社会の推進 h 姉妹都市などの都市間交流の促進</p>



8 アンケート調査概要

(1) 瀬戸市高齢者総合計画実態調査について

「瀬戸市高齢者総合計画」の策定にあたっては、高齢者等の日常生活実態および介護者の介護実態を把握し、本市における地域を含めた課題整理を行い、今後目指すべき地域包括ケアシステム構築のあり方とサービス基盤の方向性を検討し、将来推計の基礎資料を得るため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「第7期経過介護実態調査」「介護人材実態調査」「介護休業等実態調査」を実施しました。

※ 調査結果の詳細は「瀬戸市高齢者総合計画実態調査報告書」をご覧ください。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、要介護状態になる前の高齢者に対する「要介護度の悪化につながるリスクの発生状況」および「要介護度の悪化に影響を与える日常生活の状況」のアンケートを実施し、地域包括ケアシステム構築のための地域課題の抽出とサービス基盤の方向性を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象者	令和元年11月30日現在、瀬戸市に居住する要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の一般高齢者および要支援認定者の中から2,500人(500名×5圏域)を無作為抽出	2,500人
調査方法	令和元年12月20日～令和2年1月10日、郵送調査	
調査票の設計	1 あなたのご家族や生活状況について	9設問
	2 からだを動かすことについて	5設問
	3 外出について	17設問
	4 食べることについて	11設問
	5 毎日の生活について	20設問
	6 地域での活動について	4設問
	7 あなたとまわりの人の「たすけあい」について	8設問
	8 健康について	9設問
	9 今後の生活について	3設問
	10 認知症にかかる相談窓口の把握について	3設問
		設問数合計

■ 4つの高齢者像判定条件

項目	判定条件
健康的な高齢者	
元気高齢者 ※要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者のうち、介護予防事業対象者、生活支援事業対象者に該当していない、健康で元気に暮らしている65～74歳（前期高齢者）の方。	以下の条件をすべて満たす方。 ●要支援・要介護認定者以外 ●介護予防事業対象者以外 ●生活支援事業対象者以外 ●74歳以下 ●問8-（1）で「1. とてもよい」に回答
一般高齢者（旧一次予防事業対象者） ※要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者のうち、元気高齢者、介護予防事業対象者、生活支援事業対象者に該当していない方。	以下の条件をすべて満たす方。 ●要支援・要介護認定者以外 ●介護予防事業対象者以外 ●生活支援事業対象者以外 ●元気高齢者以外
介護予防事業対象者	以下の条件をすべて満たす方。 ●「虚弱リスク」「運動器の機能低下リスク」「低栄養リスク」「口腔機能低下リスク」「閉じこもりリスク」「物忘れリスク」及び「うつ傾向リスク」の7つのリスク判定のうちいずれかに該当
生活支援事業対象者 ※下記①②に該当する方々 ①要支援認定者 ②介護予防事業対象者及び、要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者で「1人暮らし世帯」または「(65歳以上)夫婦2人世帯」となる方。	以下の①②の条件を満たす方。 ①要支援認定者 or ②介護予防事業対象者 且つ ●問1-（1）で、「1. 1人暮らし」または「2. 夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」に回答

※介護予防事業対象者と生活支援事業対象者には該当者の重複があります。

※『虚弱な高齢者』とは、『要支援認定者』と一般高齢者のうち「運動器の機能低下リスク」「低栄養リスク」「口腔機能低下リスク」「閉じこもりリスク」「物忘れリスク」「うつ傾向リスク」及び「虚弱リスク」の7つのリスク判定のいずれかに該当し「介護予防事業対象者」と判定された高齢者の方を示します。
 なお、「虚弱リスク」とは定義が異なります。

② 在宅介護実態調査

「在宅介護実態調査」は、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、在宅介護を受けている要介護等認定者の方やその方々を介護する家族に対してアンケートを実施し、「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

また、今回から調査方法を従来の「郵送調査」から国が推奨している「認定調査員による聞き取り調査」に変更しました。

調査対象者	調査日現在、瀬戸市に居住する65歳以上で要介護認定を受けている高齢者およびその主介護者 <small>（なお、アンケート調査は認定更新時の訪問調査の際に実施したものであり、報告書の調査結果の分析では、アンケート調査時の要介護認定から要支援認定となった方が含まれています。）</small>	321人
調査方法	令和元年10月17日～令和2年1月31日、認定調査員による聞き取り調査	
調査票の設計	I ご本人（要介護認定者）の状況について	2設問
	II 主な介護者等の状況（属性等）について	6設問
	III 支援・サービス・訪問診療の利用状況・ニーズについて	7設問
	IV 主な介護者の就労状況について	4設問
	V 介護生活を続ける際の不安や困りごと	11設問
	設問数合計	30設問



③ 第7期経過介護実態調査

「第7期経過介護実態調査」は、第7期計画策定における「在宅介護実態調査」に協力いただいた方の現在の在宅介護生活の実態を把握し、地域が目指すビジョンの明確化、それを見据えたサービス提供体制、見込み量を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

なお、本調査は第8期計画策定に向けて国が新たに推奨した「居所変更調査（新規入居・退去の流れ、理由を把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討することを目的とする）」、および「在宅生活改善調査（現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態把握を目的とする）」を踏まえて実施しました。

調査対象者	瀬戸市に居住する 65 歳以上で要介護認定を受けている方のうち、平成 28 年度の在宅介護実態調査を受けられた高齢者およびその主介護者の中から 300 人を無作為抽出	300 人
調査方法	令和元年 12 月 20 日～令和 2 年 1 月 10 日、郵送調査	
調査票の設計	I 要介護認定者ご本人の状況について	10 設問
	II 主な介護者等の状況（属性等）について	6 設問
	III 支援・サービス・訪問診療の利用状況・ニーズについて	7 設問
	IV 主な介護者の就労状況について	4 設問
	V 介護生活を続ける際の不安や困りごと	11 設問
	設問数合計	38 設問

④ 介護人材実態調査

「介護人材実態調査」は瀬戸市内に事業所のあるすべての訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所に所属する職員の皆様にアンケートを実施し、職員の性別・年齢別・資格の有無別等の詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組み等を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象者	瀬戸市内に事業所のあるすべての訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所に所属する職員	547 人
調査方法	令和元年 12 月 20 日～令和 2 年 1 月 10 日、郵送調査	
調査票の設計	設問数合計	6 設問

⑤ 介護休業制度等実態調査

「介護休業等実態調査」は、瀬戸商工会議所等に協力いただき、介護休業制度の利用状況や企業の取組み等の実態を得ることで「介護者の就労継続」への課題把握や離職せずに仕事を継続できる仕組みづくりの検討をするための基礎資料を得ることを目的としています。（調査委託先 株式会社広瀬企画）

調査対象者	瀬戸商工会議所に入会されている会員企業	1,960 事業所
調査方法	令和元年 12 月 13 日～令和元年 12 月 27 日、郵送調査	
調査票の設計	設問数合計	7 設問

(2) 各調査の回答状況

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答状況

圏域名	調査票の配布数(人)	有効回答数(人)	有効回答率(%)
市全域	2,500	1,730	69.2%
北部圏域	500	342	68.4%
東部圏域	500	350	70.0%
中部圏域	500	348	69.6%
西部圏域	500	335	67.0%
南部圏域	500	355	71.0%

② 在宅介護実態調査

■ 在宅介護実態調査の回答状況

	調査票の配布数(人)	有効回答数(人)	有効回答率(%)
市全域	321	310	96.6%

③ 第7期経過介護実態調査

■ 第7期経過介護実態調査の回答状況

	調査票の配布数(人)	有効回答数(人)	有効回答率(%)
市全域	300	146	48.7%

④ 介護人材実態調査の回答状況

■ 介護人材実態調査の回答状況

	調査票の配布数(人)	有効回答数(人)	有効回答率(%)
市全域	547	403	73.7%

⑤ 介護休業制度等実態調査の回答状況

■ 介護休業制度等実態調査の回答状況

	調査票の配布数(人)	有効回答数(人)	有効回答率(%)
市全域	1,960	489	24.9%

(3) 各調査票

① 「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」調査票

ご記入にあたってのお願い

1. ご回答にあたっては「あて名のご本人」についてお答えいただけますが、ご家族の方がご本人の代わりに回答されたり、ご一緒に回答されてもかまいません。

2. ご回答にあたっては質問をよくお読みいただき、該当する番号を○で囲み、カッコ内には具体的に記入してください。また、数字を記入する欄は右詰めでご記入ください。(例、 6 | 2 kg)

3. この調査で使う用語の意味は、以下の通りです。

介護…介護保険サービスを受けている場合、または認定を受けていない場合においても常時ご家族などの援助を受けている状態

介助…ご自分の意思により、一時的に他人に援助を頼んでいる状態

A. 現在、この調査票に回答されているのはどなたですか (○はいくつでも)

1. あて名のご本人
2. ご家族が記入 (あて名のご本人からみた続柄)
3. その他 ()

B. あて名のご本人 (以下、「あなた」という) のお住まいの市区はどこですか (○は1つ)

1. 蓮泉	2. 深川	3. 古瀬戸	4. 東明
5. 祖母橋	6. 陶原	7. 長根	8. 萩薊
9. 水南	10. 水野	11. 西陵	12. 原山台
13. 萩山台	14. 八幡台	15. 品野	16. 下品野
17. 山口	18. 本地	19. 菱野	20. 新郷
21. 分からず	22. その他 ()		

↓ お住まいの地区が分らない方は、住所をご記入ください
住所 瀬戸市 _____ (湯分町・みずの坂等の町名までで結構です)

C. あなたの性別をお答えください (○は1つ)

1. 男性
2. 女性
3. その他

D. あなたの年齢はどこに該当しますか (○は1つ)

1. 65～69歳
2. 70～74歳
3. 75～79歳
4. 80～84歳
5. 85～89歳
6. 90～94歳
7. 95～99歳
8. 100歳以上

調査協力のおお願い

日頃から介護保険行政にご理解とご協力をご頂戴し、誠にありがとうございます。

瀬戸市では高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現」を基本理念に、いつまでも住み慣れた地域において元気に暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

令和2年度に高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しを予定しており、このたび地域の課題や高齢者の皆さまの要望を把握するためのアンケートを実施することとなりました。

この調査は、瀬戸市にお住まいで令和元年11月30日現在で要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方の中から、無作為に抽出した2,500名の方を対象としています。

なお、ご記入いただいた内容は、瀬戸市個人情報保護条例に基づき適正に取扱いとちし計画策定及び各施策の効果の評価に使用いたします。また、計画策定及び各施策の効果の評価を行うにあたり、厚生労働省の管理するデータベース内に情報を登録し、集計・分析を行うことがあります。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和元年 12月
瀬戸市長 伊藤 保徳

ご記入後、お手数ですが、このアンケートを同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、**令和2年1月10日(金)までに** 郵便ポストへご投函ください。

<この調査に関するお問い合わせ先>

瀬戸市 高齢者福祉課
電話：0561-88-2621 (直通) FAX：0561-88-2633

- E. あなたは要介護認定を受けていますか (○は1つ)
1. 認定を受けていない
 2. 要支援1
 3. 要支援2
 4. 申請中
 5. その他 ()

F. あなたは現在入院していますか (○は1つ)

1. 入院していない ⇒問1 (1) ^
2. 入院している ⇒F-①^

F-① Fで「2. 入院している」と回答された方にお伺いします
 どれだけの期間入院していますか (○は1つ)

1. 1週間以内
2. 1週間以上
3. 1か月以上

問1 あなたのご家族や生活状況について

(1) 家族構成を教えてください (○は1つ)

1. 1人暮らし ⇒ (2) ^
 2. 夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)
 3. 夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)
 4. 息子・娘との2世帯
 5. その他 ()
- ⇒ (1) ①^

(1) ① (1)で「1. 1人暮らし」以外に回答された方にお伺いします
 日中、1人になることがありますか (○は1つ)

1. よくある
2. たまにある
3. ない

(2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか (○は1つ)

1. 介護・介助は必要ない ⇒ (3) ^
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
3. 現在、何らかの介護・介助を受けている
(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む) ⇒ (2) ①^

(2) ① (2)で「1. 介護・介助は必要ない」以外に回答された方にお伺いします
 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか (○はいくつでも)

1. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)
2. 心臓病
3. がん (悪性新生物)
4. 呼吸器の病気 (肺炎腫・肺炎等)
5. 関節の病気 (リウマチ等)
6. 認知症 (アルツハイマー病等)
7. パーキンソン病
8. 糖尿病
9. 腎疾患 (透析)
10. 視覚・聴覚障害
11. 骨折・転倒
12. 腎臓損傷
13. 高齢による衰弱
14. その他 ()
15. 不明

(2) ② (2)で「3. 現在、何らかの介護・介助を受けている」と回答された方にお伺いします

主にどなたの介護・介助を受けていますか (○はいくつでも)

1. 配偶者 (夫・妻)
2. 息子
3. 娘
4. 子の配偶者
5. 孫
6. 兄弟・姉妹
7. 介護サービスのヘルパー
8. その他 ()

(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか (○は1つ)

1. 大変苦しい
2. やや苦しい
3. ふつう
4. ややゆとりがある
5. 大変ゆとりがある

(4) お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか (○は1つ)

1. 持家 (一戸建て)
2. 持家 (集合住宅)
3. 公営賃貸住宅
4. 民間賃貸住宅 (一戸建て)
5. 民間賃貸住宅 (集合住宅)
6. 借家
7. その他 ()

(5) 主に生活する部屋は2階以上にありますか (○は1つ)

1. はい ⇒ (5) ①^
2. いいえ ⇒問2 (1) ^

(5) ① (5)で「2. はい」と回答された方にお伺いします

お住まいにエレベーターは設置されていますか (○は1つ)

1. はい
2. いいえ



問2 からだを動かすことについて

- (1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇れますか (○は1つ)
 1. できるし、している 2. できるがしていない 3. できない
- (2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がれますか (○は1つ)
 1. できるし、している 2. できるがしていない 3. できない
- (3) 15分位続けて歩けますか (○は1つ)
 1. できるし、している 2. できるがしていない 3. できない
- (4) 過去1年間に転んだ経験がありますか (○は1つ)
 1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
- (5) 転倒に対する不安は大きいですか (○は1つ)
 1. とても不安である 2. やや不安である
 3. あまり不安でない 4. 不安でない

問3 外出について

- (1) 外出する際の移動手段は何ですか (○はいくつでも)
 1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク
 4. 自動車 (自分で運転) 5. 自動車 (人に乗せてもらう) 6. 電車
 7. 路線バス・コミュニティバス 8. 病院や施設のバス 9. 車いす
 10. 電動車いす (カート) 11. 歩行器・シルバーカー
 13. その他 ()
- (2) 駅・バス停等まで、徒歩でどのくらいまでなら歩くことができますか (○は1つ)
 1. 徒歩2~3分 2. 徒歩5分以内 3. 徒歩10分以内 4. 徒歩10分以上
- (3) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか (○は1つ)
 1. とても減っている 2. 減っている
 3. あまり減っていない 4. 減っていない

- (4) 週に1回以上は外出していますか (○は1つ)
 1. ほとんど外出しない ⇒ (6)へ
 2. 週1回
 3. 週2~4回
 4. 週5回以上

(5) (4)で「2.」~「4.」と回答された方にお伺いします

以下の表は、目的別に外出先や時間についてお聞きするものです
 下の枠の選択肢の中から選んで、表に番号をご記入ください

	1位	2位	3位
① 外出の目的	外出の目的	外出の目的	外出の目的
② 外出先の地区			
③ 時間帯			
④ 曜日			

① 外出の目的について、頻度の多い上位3位まで選んでください

1. 買い物 2. 通院 3. 市役所等公共施設
 4. 趣味・習い事 5. 市等が開催する介護予防教室・生涯学習教室
 6. 介護サービス (タクシー等) 7. 自治会活動
 8. 家族・友人との交流 9. 食事等 10. その他

② ①で選んだ目的について、その場所はどこに地区にありますか

※1つの目的について行き先が複数ある場合は、もっともよく利用する場所を
 基準にしてください

1. お住まいと同じ町内 2. お住まいと同じ運区内 3. 瀬戸市内
 4. 名古屋市 5. 尾張旭市 6. 多治見市 7. 長久手市 8. その他

③ ①で選んだ目的について、その出発~帰宅までの時間にもっとも近いのはどれですか

1. 午前中 (8:00~12:00) 2. 午前中~午後早い時間 (8:00~14:00)
 3. 午後 (12:00~16:00) 4. 終日 (8:00~16:00)
 5. 夕方以降 (15:00以降) 6. その他

④ ①で選んだ目的について、その目的で外出するのは平日・土日のどちらが多いですか

1. 平日 (月~金) 2. 土日、祝日 3. 曜日に関係なく外出



(6) 現在、外出に際して困っていることはありませんか (Oはいくつでも)
 1. 移動手段がない・他の人に頼まないと移動できない
 2. 駅やバス停などまでの距離が遠い 3. バスなどの本数が少ない・時間が合わない
 4. 病気・体調・身体の障害 5. 行きたいところがない
 6. 経済的な問題 7. 持たない ⇒ (8) ^ 8. その他

(7) 上記 (6) でお答えいただいた問題が解決した場合、行きたいと思う場所はどこですか (Oはいくつでも)
 1. 買い物 2. 通院 3. 市役所等公共施設
 4. 趣味・習い事 5. 市等が開催する介護予防教室・生涯学習教室
 6. 介護サービス (デイサービス等) 7. 自協会活動
 8. 家族・友人との交流 9. 食事等 10. その他

(8) 外出することを控えていますか (Oは1つ)
 1. はい ⇒ (8) ^ 2. いいえ ⇒ (9) ^

(8) -① (8) で「1. はい」と回答された方にお伺いします
 外出を控えている理由は、次のどれですか (Oはいくつでも)
 1. 病気 2. 障害 (障害中の後遺症など)
 3. 足腰などの痛み 4. トイレの心配 (失禁など)
 5. 耳の障害 (聞こえの問題など) 6. 目の障害
 7. 外での楽しみがない 8. 経済的に出られない
 9. 交通手段がない 10. その他 ()

(9) 運転免許証は持っていますか (Oは1つ)
 1. 持っており、日常的に車等の運転をしている
 2. 持っているが、ほとんど車等の運転はしていない
 3. 持っていたが、返納した ⇒ 問4 (1) ^
 4. もともと持っていない

(9) -① (9) で「1.」または「2.」と回答された方にお伺いします
 ここ1年以内に、運転に不安を感じたことや事故にあったことはありますか (Oは1つ)
 1. 物損などの事故を起こしたことがある
 2. 事故を起こそうになつたり、ヒヤッとしたことがある
 3. 事故を起こしたことはないが、不安を感じる
 4. 時々不安を感じることがある 5. 不安はほとんど感じない
 6. 不安はまったく感じない 7. 車の運転をしていない

(9) -② 今後、運転免許証の返納をする予定はありますか (Oは1つ)
 1. 1年以内に返納する予定 2. 3年以内に返納する予定 3. 返納する予定はない
 ⇒ 問4 (1) ^

(9) -③ (9) -②で「3. 返納する予定はない」と回答された方にお伺いします
 その理由はなんですか (Oは1つ)
 1. 車以外に移動手段がないから
 2. 移動手段はあるが、車がないと自由に移動できなくなるから
 3. 仕事や家族の送迎等に必要だから
 4. 身分を証明する書類として運転免許証が便利だから
 5. その他 ()

問4 食べることについて

(1) 身長・体重を教えてください (数字を記入)
 身長 cm 体重 kg

(2) 半年前に比べて、固いものが食べにくくなりましたか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(3) お茶や汁物等でもむせることがありますか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(4) 口の渾きが気になりますか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ





(5) 歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください (Oは1つ)
 (成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です)

1. 自分の歯は20本以上、かつ「入れ歯」を利用 ⇒ (5) -①A
 2. 自分の歯は20本以上、「入れ歯」の利用なし ⇒ (6) A
 3. 自分の歯は19本以下、かつ「入れ歯」を利用 ⇒ (5) -②A
 4. 自分の歯は19本以下、「入れ歯」の利用なし ⇒ (6) A

(5) -① (5)で「1.」「2.」と回答された「入れ歯を使用している」方にお伺いします
 毎日「入れ歯」の手入れをしていますか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(6) 噛み合わせは良いですか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(7) 歯磨きを毎日していますか (人にやってもらう場合も含む) (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(8) 6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

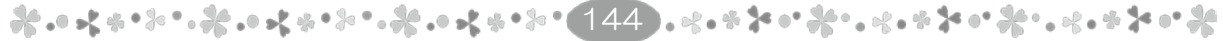
(9) どなたかと食事をとにもする機会がありますか (Oは1つ)
 1. 毎日ある 2. 週に何度かある 3. 月に何度かある
 4. 年に何度かある 5. ほとんどない

(10) 1日の食事の回数は何回ですか (Oは1つ)
 1. 朝昼晩の3食 2. 朝晩の2食 3. 朝昼の2食
 4. 昼晩の2食 5. 1食 6. その他 ()

問5 毎日の生活について

(1) 物忘れが多いと感じますか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(2) バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可) (Oは1つ)
 1. できるし、している 2. できるがしていない 3. できない



(3) 自分で食品・日用品の買い物をしていますか (Oは1つ)
 1. できるし、している ⇒ (4) A
 2. できるがしていない ⇒ (3) -①A 3. できない ⇒ (3) -①A

(3) -① (3)で「2.」または「3.」と回答された方にお伺いします
 食品・日用品の買物をする人は主にどなたですか (Oは1つ)
 1. 同居の家族 2. 別居の家族 3. ヘルパー
 4. 配達を依頼 5. その他 ()

(4) 自分で食事の用意をしていますか (Oは1つ)
 1. できるし、している ⇒ (5) A
 2. できるがしていない ⇒ (4) -①A 3. できない ⇒ (4) -①A

(4) -① (4)で「2.」または「3.」と回答された方にお伺いします
 食事の用意をする人は主にどなたですか (Oは1つ)
 1. 同居の家族 2. 別居の家族 3. ヘルパー
 4. 配達サービスを利用 5. その他 ()

(5) 自分で請求書の支払いをしていますか (Oは1つ)
 1. できるし、している 2. できるがしていない 3. できない

(6) 自分で預貯金の出し入れをしていますか (Oは1つ)
 1. できるし、している 2. できるがしていない 3. できない

(7) 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(8) 今日が何月何日かわからない時がありますか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(9) 年金などの書類 (役所や病院などに出す書類) が書けますか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(10) 新聞を読んでいますか (Oは1つ)
 1. はい 2. いいえ

(3) 以下のような会・グループ等ほどのくらの頻度で参加していますか
 ※①～⑧それぞれに回答してください（それぞれ○は1つ）

	週 4 回 以上	週 2 ～ 3 回	週 1 回	月 1 ～ 3 回	年 に 数 回	参 加 し て い な い
① ボランティアのグループ	1	2	3	4	5	6
② スポーツ関係のグループやクラブ	1	2	3	4	5	6
③ 趣味関係のグループ	1	2	3	4	5	6
④ 学習・教養サークル	1	2	3	4	5	6
⑤ (運動教室・交流サロンなど) 介護予防のための通いの場	1	2	3	4	5	6
⑥ 老人クラブ	1	2	3	4	5	6
⑦ 町内会・自治会	1	2	3	4	5	6
⑧ 収入のある仕事	1	2	3	4	5	6

(4) あなたは地域でどんな支援ができていると思いますか（○はいくつでも）

1. 配食の手伝い
2. 調理
3. 掃除・洗濯
4. 買い物代行
5. 外出同行（通院、散歩など）
6. ゴミ出し
7. 見守り、声かけ
8. サロンなど、通いの場のサポート
9. 外出時の送迎
10. できない
11. その他（ ）

問7 あなたとまわりの人の「たすけあい」について

(1) あなたの心配事や患病（ぐち）を聞いてくれる人はいませんか（○はいくつでも）

1. 配偶者（夫・妻）
2. 同居の子ども
3. 別居の子ども
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫
5. 近所の人
6. 友人
7. その他（ ）
8. いない

- (11) 本や雑誌を読んでいますか（○は1つ）
 1. はい
2. いいえ
- (12) 健康についての記事や番組に関心がありますか（○は1つ）
 1. はい
2. いいえ
- (13) 友人の家を訪ねていますか（○は1つ）
 1. はい
2. いいえ
- (14) 家族や友人の相談のついでにしていますか（○は1つ）
 1. はい
2. いいえ
- (15) 病人を見舞うことができますか（○は1つ）
 1. はい
2. いいえ
- (16) 若い人に自分から話しかけることがありますか（○は1つ）
 1. はい
2. いいえ
- (17) 趣味は何ですか（○は1つ、カッコ内にその内容を記入してください）
 1. 趣味あり（ ）
2. 思いつかない
- (18) 生きがいは何ですか（○は1つ、カッコ内にその内容を記入してください）
 1. 生きがいあり（ ）
2. 思いつかない

問6 地域での活動について

- (1) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いませんか（○は1つ）
 1. 是非参加したい
2. 参加してもよい
3. 参加したくない
4. 既に参加している
- (2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いませんか（○は1つ）
 1. 是非参加したい
2. 参加してもよい
3. 参加したくない
4. 既に参加している



- (2) 反対に、あなたが配事や悪病（ぐち）を聞いてあげてくれる人はいますか（○はいくつでも）
1. 配偶者（夫・妻）
 2. 同居の子ども
 3. 別居の子ども
 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫
 5. 近所の人
 6. 友人
 7. その他（ ）
 8. いない
- (3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人はいますか（○はいくつでも）
1. 配偶者（夫・妻）
 2. 同居の子ども
 3. 別居の子ども
 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫
 5. 近所の人
 6. 友人
 7. その他（ ）
 8. いない
- (4) 反対に、あなたが看病や世話をしてあげる人はいますか（○はいくつでも）
1. 配偶者（夫・妻）
 2. 同居の子ども
 3. 別居の子ども
 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫
 5. 近所の人
 6. 友人
 7. その他（ ）
 8. いない
- (5) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する人はいますか（○はいくつでも）
1. 自治会・町内会・老人クラブ
 2. 社会福祉協議会・民生委員
 3. ケアマネジャー
 4. 医師・歯科医師・看護師
 5. 地域包括支援センター・市役所
 6. その他（ ）
 7. いない
- (6) 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか（○は1つ）
1. 毎日
 2. 週に数回
 3. 月に数回
 4. 年に数回
 5. ほとんどない
- (7) この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか（○は1つ）
（同じ人には何度会っても1人と数えることします）
1. 0人（いない）
 2. 1～2人
 3. 3～5人
 4. 6～9人
 5. 10人以上

- (8) よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか（○はいくつでも）
1. 近所・同じ地域の人
 2. 幼なじみ
 3. 学生時代の友人
 4. 仕事での同僚・元同僚
 5. 趣味や関心が同じ友人
 6. ボランティア等の活動での友人
 7. その他（ ）
 8. いない
- 問8 健康について**
- (1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか（○は1つ）
1. とてもよい
 2. まあよい
 3. あまりよくない
 4. よくない
- (2) あなたは、現在のどの程度幸せですか（○は1つ）
（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください）
- | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| とても
不幸 | 0点 | 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 | 6点 | 7点 | 8点 | 9点 | 10点 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
- (3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか（○は1つ）
1. はい
 2. いいえ
- (4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか（○は1つ）
1. はい
 2. いいえ
- (5) タバコは吸っていますか（○は1つ）
1. ほぼ毎日吸っている
 2. 時々吸っている
 3. 吸っていたがやめた
 4. もともと吸っていない
- (6) お酒は飲みますか（○は1つ）
1. ほぼ毎日飲む
 2. 時々飲む
 3. ほとんど飲まない
 4. もともと飲まない



(7) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか (○はいくつでも)

1. ない
2. 高血圧
3. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)
4. 心臓病
5. 糖尿病
6. 高脂血症 (脂質異常)
7. 呼吸器の病気 (肺炎や気管支炎等)
8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気
9. 腎臓・前立腺の病気
10. 筋骨格の病気 (痛風・肩こり・腰痛等)
11. 外傷 (転倒・骨折等)
12. がん (悪性新生物)
13. 血液・免疫の病気
14. うつ病
15. 認知症 (アルツハイマー病等)
16. パーキンソン病
17. 目の病気
18. 耳の病気
19. その他 ()

(8) 現在、病院・医院 (診療所、クリニック) に通院していますか (○は1つ)

1. はい ⇒ (8)-①
2. いいえ ⇒ 問9 (1) へ

(8) ① 現在、病院・医院 (診療所、クリニック) に「通院している」方にお伺いします
通院に介助が必要ですか (○は1つ)

1. はい
2. いいえ

問9 今後の生活について

- (1) 認知症を予防するために、気を付けていることはありますか (○はいくつでも)
1. 運動する
 2. バランスの良い食事をする
 3. 規則正しい生活
 4. 友人と話す
 5. 外出を辞めず
 6. 趣味をもつ
 7. 新聞を読む
 8. その他 ()
- (2) 介護が必要になったら、誰に介護をしてもらいたいですか (○はいくつでも)
1. 配偶者 (夫・妻)
 2. 兄弟・姉妹
 3. 息子
 4. 娘
 5. 子どもの夫 (婿)
 6. 子どもの妻 (嫁)
 7. その他家族・親戚
 8. 施設への入所
 9. ヘルパー等、介護事業者
 10. その他 ()

(3) 日常生活で困っていることは何ですか (○はいくつでも)

1. 食事の準備
2. 栄養管理
3. 買い物
4. 通院
5. 買い物・通院以外の外出
6. 掃除
7. 庭の手入れ
8. ゴミ出し
9. 洗濯
10. 衣類の整理 (衣替え等)
11. 電球の交換
12. 請求書など、お知らせが読めない
13. 話し相手がいらない
14. 家族の介護
15. 介護に関する情報の入手
16. 特に困ることはない
17. その他 ()

問10 認知症にかかる相談窓口の把握について

(1) 認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか (○は1つ)

1. はい
2. いいえ

(2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか (○は1つ)

1. はい
2. いいえ ⇒ 設問は終了です

(2) ① (2) で「1. はい」と回答された方にお伺いします
認知症について相談できるところを知っていますか (○はいくつでも)

1. 地域包括支援センター
2. 病院・医院
(診療所、クリニック等のかかりつけ医)
3. 福祉総合窓口 (市役所2階)
4. 認知症カフェなど介護当事者等の集いの場
5. 高齢者福祉課 (市役所2階)
6. 瀬戸保健所
7. その他 ()

ご協力ありがとうございました。
記入もれがないか、今一度お確かめ下さい。

令和2年1月10日 (金) までに郵便ポストへご投函ください。



② 「在宅介護実態調査」調査票

1

第8期計画に向けたアンケート
在宅介護実態調査
(認定調査員による聞き取り調査)

被保険者番号

ご記入にあたってのお願い

1. この調査は、要介護者ご本人及び主な介護者の方についてお答えいただくアンケートです。各設問には、**回答日時点**での状況でご回答ください。
2. 設問番号前の★は認定調査の際に聞き取るものです。
3. 選択された回答によっては、次に進む設問が異なる場合があります。特にことわりのない場合は次の設問に、ことわり書きや矢印がある場合は指示に従い、次へお進みください。

問A 回答者の方は、ご本人（要介護者）から見てどなたになりますか。(○は1つ)

1. 本人
2. 配偶者(夫・妻)
3. 子
4. 子の配偶者
5. 兄弟・姉妹
6. その他()

I ご本人（要介護者）の状況について

★問1 家族構成を教えてください。(○は1つ)

1. 1人暮らし
 2. 夫婦2人暮らし
 3. その他()
- 問2 家族や親族の方から介護してもらう日は、週にどのくらいありますか。(○は1つ)
(同居していない子どもや親族の方等からの介護も含みます)

1. ない ⇒ 問9へ
2. 週に1日より少ない(月に3回以下)
3. 週に1~2日ある
4. 週に3~4日ある
5. ほぼ毎日ある

II 主な介護者等の状況（属性等）について

★問3 主な介護者の方は、ご本人(要介護者)から見てどなたになりますか。(○は1つ)

1. 配偶者(夫・妻)
2. 子
3. 子の配偶者
4. 孫
5. 兄弟・姉妹
6. その他()

★問4 主な介護者の方の性別はどちらですか。(○は1つ)

1. 男性
2. 女性

問5 主な介護者の方の年齢はどれに該当しますか。(○は1つ)

1. 20歳未満
2. 20~29歳
3. 30~39歳
4. 40~49歳
5. 50~59歳
6. 60~69歳
7. 70~79歳
8. 80歳以上
9. わからない

★問6 現在、主な介護者の方が行っている介護等はどれですか。(○はいくつでも)

〔身体介護〕

1. 日中の排泄
2. 夜間の排泄
3. 食事の介助(食べる時)
4. 入浴・洗身
5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)
6. 衣服の着脱
7. 屋内での移乗・移動
8. 外出の付き添い、送迎等
9. 服薬
10. 認知症状への対応
11. 医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)

〔生活援助〕

12. 食事の準備(調理等)
13. その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)
14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き

〔その他〕

15. その他()
16. わからない

問9へ



III 支援・サービス・訪問診療の利用状況・ニーズについて

★問9 現在、「介護保険サービス以外」の支援・サービスは、何を利用していますか。
(Oはいくつでも)

1. 配食
2. 調理
3. 掃除・洗濯
4. 買い物（宅配は含まない）
5. ゴミ出し
6. 外出同行（通院、買い物など）
7. 移送サービス（介護・福祉タクシー等[※]）
8. 見守り、声かけ
9. サロンなどの定期的な通いの場
10. その他（ ）
11. 利用していない

※「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」とは、リフトタクシーや乗り降りの手助け等のあるタクシーのことです。

★問10 ご本人（要介護者）が、在宅生活を今後も続けていくためには、どのような介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービス（現在利用を含む）が必要だと思いますか。(Oはいくつでも)

1. 配食
2. 調理
3. 掃除・洗濯
4. 買い物（宅配は含まない）
5. ゴミ出し
6. 外出同行（通院、買い物など）
7. 移送サービス（介護・福祉タクシー等）
8. 見守り、声かけ
9. サロンなどの定期的な通いの場
10. その他（ ）
11. 特にない
12. どのようなサービスがあるかわからない

問11 現時点において、施設等[※]への入所・入居を検討されていますか。(Oは1つ)

1. 入所・入居は検討していない
2. 入所・入居を検討している
3. すでに入所・入居の申し込みをしている

※「施設等」とは、特別介護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別介護老人ホームを指します。

問7 現在、主な介護者の方が、ご本人（要介護者）以外に主として介護等を行っている人はいいますか。

1. ご本人（要介護者）以外に看護、介護、育児等はしていない
2. ご本人（要介護者）以外に看護、介護、育児等をしている
(誰を)

問8 ご家族や親族の方で、ご本人（要介護者）の介護のために、過去1年の間に仕事を辞めた方などはありませんか。(Oはいくつでも)
(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません。)

1. 主な介護者が仕事を辞めた (転調除く)
2. 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた (転調除く)
3. 主な介護者が転職した
4. 主な介護者以外の家族・親族が転職した
5. 主な介護者が休職した
6. 主な介護者以外の家族・親族が休職した
7. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない
8. わからない

※自営業や専業主婦、パートタイムでの仕事を辞めた・転職した場合も含まれます。
※休職は、介護休暇等も含まれます。





★問12 ご本人(要介護者)が、現在抱えている傷病名を教えてください。(〇はいくつでも)

1. 脳血管疾患(脳卒中)
2. 心疾患(心臓病)
3. 悪性新生物(がん)
4. 呼吸器疾患
5. 腎疾患(透析)
6. 筋骨格系疾患(滑車しよう症、腎臓管狭窄症等)
7. 膠原病(関節リウマチ含む)
8. 変形性関節疾患
9. 認知症
10. パーキンソン病
11. 糖尿病(パーキンソン病を除く)
12. 糖尿病
13. 眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)
14. その他()
15. なし
16. わからない

★問13 ご本人(要介護者)は、現在、訪問診療*を利用していますか。(〇は1つ)

1. 利用している
2. 利用していない

*訪問診療とは、在宅医療や居宅介護指導等も含みません。

★問14 現在、在宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスを利用していますか。(〇は1つ)

1. 利用している ⇒ 問15△
2. 利用していない ⇒ 問14-1△

問14-1 介護保険サービスを「利用していない」方にお伺いします。介護保険サービスを利用していない理由は何ですか。(〇はいくつでも)◀

1. 現状では、サービスを利用するほどの状態ではない
2. 本人(要介護者)にサービス利用の希望がない
3. 家族が介護をするため必要ない
4. 以前、利用していたサービスに不満があった
5. 利用料を支払うのが難しい
6. 利用したいサービスが利用できない、身近にない
7. 住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため
8. サービスを利用したいが手続きや利用方法が分からない
9. その他()

問15△

6

ここからは、主な介護者の方について回答をいただいでください。主な介護者がいない場合、ご本人に回答いただくが、回答が難しい場合は無回答で構いません。

IV 主な介護者の就労状況について

→ 問15 主な介護者の方の現在の勤務形態はどれに該当しますか。(〇は1つ)

1. フルタイムで働いている ⇒ 問15-1~3△
2. パートタイム*で働いている ⇒ 問15-1~3△
3. 働いていない ⇒ 問16△
4. 主な介護者に確認しないと、わからない ⇒ 問16△

*「パートタイム」とは、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方が該当します。いわゆる「アルバイト」、「兼職」、「契約社員」等の方を指します。一方、「介護等による一時的な短期勤務はフルタイムに含まれます。自営業・フリーランス等の場合も、勤務時間・日数等から「フルタイム」・「パートタイム」のいずれかを選択してください。

→ 問15-1 「フルタイムまたはパートタイムで働いている」主な介護者の方にお伺いします。

介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか。(〇はいくつでも)

1. 特に調整していません
2. 介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中休等)」しながら、働いている
3. 介護のために、「休暇(有給休暇や介護休暇等)」を取りながら、働いている
4. 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている
5. 介護のために、2~4以外の調整をしながら、働いている
6. 主な介護者に確認しないと、わからない

問15-2△

7

問16△





問15-2 「フルタイムまたはパートタイムで働いている」主な介護者の方にお伺いします。仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援はどれですか。(○は3つまで)

1. 自営業・フリーランス等のため、勤め先はない
2. 介護休業・介護休暇等の制度の充実
3. 制度を利用しやすい職場づくり
4. 労働時間の柔軟な選択 (フレックスタイム制など)
5. 働く場所の多様化 (在宅勤務・テレワークなど)
6. 仕事と介護の両立に関する情報の提供
7. 介護に関する相談窓口・相談担当者の設置
8. 介護をしている従業員への経済的な支援
9. その他 ()
10. 特にない
11. 主な介護者に確認しないと、わからない

問15-3 「フルタイムまたはパートタイムで働いている」主な介護者の方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。(○は1つ)

1. 問題なく、続けていける
2. 問題はあるが、何とか続けていける
3. 続けていくのは、やや難しい
4. 続けていくのは、かなり難しい
5. 主な介護者に確認しないと、わからない

問16へ

V 介護生活を続ける際の不安や困りごと

★問16 (在宅生活を送る要介護者を介護している)現在の生活を今後も続けていくためには、主な介護者の方が不安に感じている介護等はどれですか。(○は3つまで)
(現在行っているかどうかは問いません。)

[身体介護]

1. 日中の排泄
2. 夜間の排泄
3. 食事の介助(食べる時)
4. 入浴・着身
5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)
6. 衣服の着脱
7. 屋内での移乗・移動
8. 外出の付き添い、送迎等
9. 服薬
10. 認知症への対応 (徘徊等)
11. 医療面での対応 (経管栄養、ストーマ等)

[生活援助]

12. 食事の準備(調理等)
13. その他の家事 (掃除、洗濯、買い物等)
14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き

[その他]

15. その他 ()
16. 不安に感じていることは、特にない
17. 主な介護者に確認しないと、わからない

問17 主な介護者の方は、ご自身の負担軽減のためにご本人(要介護者)から見て、誰に介護を手伝ってほしいですか。(○はいくつでも)

1. 配偶者(夫・妻)
2. 兄弟・姉妹
3. 息子
4. 娘
5. 主な介護者の配偶者(夫・妻)
6. 子どもの夫(婿)
7. 子どもの妻(嫁)
8. 父・母
9. 孫(男性)
10. 孫(女性)
11. その他家族・親戚
12. ヘルパー等、介護事業者
13. 手広げてもらわなくてもよい
→ 問18へ

問18へ





問 17-1 問 17 の方に手伝わってもらえない場合、その理由はどれですか。(〇はいくつでも)

1. 遠方に住んでいるため
2. 仕事が忙しいため
3. 身体の具合が悪いため
4. 育児中であるため
5. 他の人を介護しているため
6. 介護に関わる意思がないため
7. その他 ()

問 18 介護費用はどこから支払われていますか。(〇はいくつでも)

1. 要介護者の収入 (年金など)
2. 要介護者の貯金
3. 主な介護者の世帯の収入
4. 主な介護者の世帯の貯金
5. その他 ()

問 19 介護当事者等の集い[※]に参加したことがありますか。(〇はいくつでも)

1. 参加したことがある
2. 参加したいが参加していない (理由)
3. 参加したくない (理由)

※ 「介護当事者等の集い」とは、認知症カフェ、介護家族交流会などで、介護当事者等が集まって悩みを相談したり、介護についての勉強会を開催したりするものです。

問 20 介護に関する情報をどこで (どこから) 得ていますか。(〇はいくつでも)

1. 広報紙
2. 瀬戸市ホームページ
3. 市役所窓口
4. 病院などの医療機関
5. 介護施設
6. 担当ケアマネジャー
7. 地域包括支援センター
8. テレビや新聞・雑誌
9. インターネット検索
10. 友人・知人
11. 介護当事者の集い
12. 家族
13. その他 ()



問 21 ご本人様 (要介護者) の外出頻度はどのくらいですか。(〇は1つ)

1. ほぼ毎日
2. 週4~5日程度
3. 週2~3日程度
4. 週1日程度
5. 月1~2回程度
6. 2~3か月に1回程度
7. ほとんど外出しない

問 22 外出の目的はなんですか。(回数が多い上位2位まで選んでください)

1. 買い物
2. 通院
3. 介護サービス (デイサービス等)
4. 家族・友人との交流
5. 食事等
6. その他 ()

問 23 外出先はどの地区にありますか。(〇はいくつでも)

1. お住まいと同じ町内
2. お住まいと同じ運区内
3. 瀬戸市内
4. 名古屋市
5. 尾張旭市
6. 長久手市
7. 多治見市
8. その他 ()

問 24 外出する際の手段はなんですか。(回数が多い上位2位まで選んでください)

1. 自動車 (知人・家族に乗せてもらう)
2. 電車
3. 路線バス
4. コミュニティバス
5. 病院や施設のバス
6. 車いす等 (電動車いす・シルバーカー含む)
7. 介護保険適用外の移送サービス (介護・福祉タクシー等)^{*}
8. 介護保険適用外の移送サービス (介護・福祉タクシー等)^{*}
9. 外出同行 (通院、買い物など)
10. その他 ()

※ 「移送サービス (介護・福祉タクシー等)」とは、リフトタクシーや乗り降りの手助け等のあるタクシーのことです。



問 25 現在、外出に際して困っていることはありませんか。(〇はいくつでも)

- 1. 買い物
- 2. 通院
- 3. 介護サービス(デイサービス等)
- 4. 家族・友人との交流
- 5. 食事等
- 6. その他 ()

以上になります。
ありがとうございました。



③ 「第7期経過介護実態調査」 調査票

第7期経過介護実態調査票
(居宅更調調査および在宅生活改善調査)
《要介護認定者用》

調査協力のお願い

日頃から介護保険行政にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。
瀬戸市では高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現」を基本理念に、いつまでも住み慣れた地域において元気に暮らすことができている地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
令和2年度に高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しを予定しており、このたび、地域の課題や高齢者の皆さまの実態等を調査するためのアンケートを実施することとなりました。

この調査は、瀬戸市にお住まいの要介護認定を受けた方（以下、「要介護者」という。）のうち、平成28年度の在宅介護実態調査を受けた方の中から無作為に抽出した300名の方及びその介護者の方を対象としています。

なお、ご記入いただいた内容は、瀬戸市個人情報保護条例に基づき適正に取扱うとともに計画策定及び各施策の効果の評価に使用します。また、計画策定及び各施策の効果の評価を行うにあたり、市の管理するデータベース内に情報を登録し、集計・分析を行うことがあります。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和元年 12月
瀬戸市長 伊藤 保徳

ご記入後、お手数ですが、このアンケートを同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、
令和2年1月10日（金）までに 郵便ポストへご投函ください。

瀬戸市 高齢者福祉課
電話：0561-88-2621（直通） FAX：0561-88-2633

<この調査に関するお問い合わせ先>

ご記入にあたってのお願い

1. この調査は、要介護者ご本人及び主な介護者の方についてお答えいただくアンケートです。各設問には、令和元年12月の状況でご回答ください。
2. 回答は、選択肢に○を付けていただく場合と、記入していただく場合があります。
3. 回答は、設問ごとに示している指示に従ってください。
3. 選択された回答によっては、次に進む設問が異なる場合があります。特にことわりのない場合は次の設問に、ことわり書きや矢印がある場合は指示に従い、次へお進みください。

回答者の方は、ご本人（要介護者）から見てどなたになりますか。(○は1つ)

1. 本人
2. 配偶者（夫・妻）
3. 子
4. 子の配偶者
5. 兄弟・姉妹
6. その他（ ）

I 要介護者ご本人（以下、「ご本人」という）の状況について

問A 家族構成を教えてください。(○は1つ)

1. 1人暮らし
2. 夫婦2人暮らし
3. 息子・娘との2世帯
4. その他（ ）

問B ご本人は、過去1年間に介護施設等^{*}の入退所または病院の入退院等を行っていますか。(○は1つ)

1. 介護施設または病院に入所・入院した
2. 介護施設または病院を転所・転院した
3. 介護施設または病院を退所・退院した
4. 1年以上前から同じ介護施設または病院に入所・入院中である
5. 在宅で生活している ⇒問E/A

※「介護施設等」とは、特別介護老人ホーム、老人原簿施設、介護療養型医療施設、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特別介護老人ホームを指します。

問C 問Bで「1.」～「3.」と回答された方にお伺いします。
どれだけの期間介護施設等または病院に入所・入院してありますか。(○は1つ)
※転所・転院をされた方は、すべての入所・入院期間を合わせてお答えください。

1. 1週間以内
2. 1週間以上
3. 1か月以上

問D 問Bで「1.」～「4.」と回答された方にお伺いします。
どこかの介護施設等または病院に入所・入院していませんか（いましたか）。
※転所・転院をされた方は、現在のまたは直近の介護施設・病院名をお書きください。
介護施設・病院名（ ）

問E 現在のサービス利用で、生活を維持できていますか。(○は1つ)
※介護施設等に入所・病院に入院されている方も含みます。

1. 維持できていない
2. 維持しているが、困難だと感じる ⇒問F/A
3. 維持できている ⇒問J/A



問F 問Eで「1.」または「2.」と回答された方にお伺いします。
現在の状況を改善するためどのようなサービスが必要ですか。(Oはいくつでも)

- より適切に在宅サービスを利用する
- より適切な住環境を整える
- 介護施設等に入所する
- 介護施設等を変更する
- 改善は難しい
- その他 ()

問G 問Eで「1.」または「2.」と回答された方にお伺いします。
生活の維持が難しくなっている理由は何ですか。(Oはいくつでも)
〔ご本人の状況の変化〕

- 必要な生活支援が発生・増加した
- 必要な身体介護が発生・増加した ⇒問H△
- 認知症が悪化した ⇒問I△
- 医療面でのケアが必要となった
〔ご本人の意向の変化〕
- 本人が一部の居宅サービスの利用を望まない
- 生活する中で不安が大きい
- 居住環境が不便
- 本人が、介護者の負担軽減を望むため
- 費用負担が重い
〔家族等介護者の状況・意向の変化〕
- 家族等介護者の介護に係る不安・負担の増大
- 家族等介護者が一部の居宅サービスの利用を望まない
- 家族等介護者の介護技術では対応が困難となった
- 家族等介護者の費用負担が重い
- 家族等介護者の就労継続が困難となった
- 本人と家族等介護者との関係性に課題がある
〔その他〕
- その他 ()
- わからない

⇒「2.」または「3.」にOをつけなかった方は問Jへ

問H 問Gで「2. 必要な身体介護が発生・増加した」と回答された方にお伺いします。
必要な身体介護はどれですか。(Oはいくつでも)

- 見守り・付き添い
- 移乗・移動
- 食事摂取
- 日中の排せつ
- 夜間の排せつ
- 入浴
- 更衣・整容
- その他 ()

問I 問Gで「3. 認知症が悪化した」と回答された方にお伺いします。
認知症症状の悪化の具体的な症状をお答えください。(Oはいくつでも)

- 家事に支障がある
- 一人で外出が困難
- 薬の飲み忘れ
- 金銭管理が困難
- 意欲の低下
- ひとり歩きがある
- 暴言・暴力
- 強い介護拒否
- 深窓の対応
- 近隣住民とのトラブル
- その他 ()

問J 家族や親族の方から介護してもらう日は、週にどれくらいありますか。(Oは1つ)
(同居していない子どもや親族の方等からの介護も含まれます。)

1. ない ⇒問7△
2. 週に1日より少ない(月に3回以下)
3. 週に1~2日ある
4. 週に3~4日ある
5. ほぼ毎日ある

II 主な介護者等の状況(属性等)について

問1 主な介護者の方は、ご本人から見てどなたになりますか。(Oは1つ)

- 配偶者(夫・妻)
- 子
- 子の配偶者
- 孫
- 兄弟・姉妹
- その他 ()

問2 主な介護者の方の性別はどちらですか。(Oは1つ)

- 男性
- 女性

問3 主な介護者の方の年齢はどれに該当しますか。(Oは1つ)

- 20歳未満
- 20~29歳
- 30~39歳
- 40~49歳
- 50~59歳
- 60~69歳
- 70~79歳
- 80歳以上
- わからない





問4 現在、主な介護者の方が行っている介護等はどれですか。(〇はいくつでも)

【身体介護】

- 1. 日中の排せつ
- 2. 夜間の排せつ
- 3. 食事の介助(食べる時)
- 4. 入浴・洗身
- 5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)
- 6. 衣服の着脱
- 7. 屋内での移乗・移動
- 8. 外出の付き添い、送迎等
- 9. 服薬
- 10. 認知症への対応
- 11. 医療面での対応(経営栄養、ストーマ等)
- 12. 食事の準備(調理等)
- 13. その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)
- 14. 金銭管理や生活面に必要な語学技能

【その他】

- 15. その他()
- 16. わからない

問5 現在、主な介護者の方が、ご本人の介護以外に主として介護等を行っている人はいますか。(〇は1つ)

- 1. ご本人の介護以外に看護、介護、育児等はしていない
- 2. ご本人の介護以外に看護、介護、育児等をしている(誰を)

問6 ご家族や親族の方で、ご本人の介護のために、過去1年の間に仕事*を辞めた方・転職された方はいますか。(〇はいくつでも)
(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません。)

- 1. 主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)
- 2. 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)
- 3. 主な介護者が転職した
- 4. 主な介護者以外の家族・親族が転職した
- 5. 主な介護者が休職した
- 6. 主な介護者以外の家族・親族が休職した
- 7. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない
- 8. わからない

*自営業や農林水産業の仕事を辞めた・転職した場合も含みます。
*休職は、介護休暇等も含みます。

III 支援・サービス・訪問診療の利用状況・ニーズについて

問7 現在、「介護保険サービス以外」の支援・サービスは、何を利用していますか。(〇はいくつでも)

- 1. 配食
- 2. 調理
- 3. 掃除・洗濯
- 4. 買い物(宅配は含まない)
- 5. ゴミ出し
- 6. 外出同行(通院、買い物など)
- 7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等*)
- 8. 見守り、声かけ
- 9. サロンなどの定期的な通いの場
- 10. その他()
- 11. 利用していない

*「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」とは、リフトタクシーや車いすの手助け等のあるタクシーのことです。

問8 ご本人が、在宅生活を今後も続けていくためには、どのような介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービス(現在利用中を含む)が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1. 配食
- 2. 調理
- 3. 掃除・洗濯
- 4. 買い物(宅配は含まない)
- 5. ゴミ出し
- 6. 外出同行(通院、買い物など)
- 7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等)
- 8. 見守り、声かけ
- 9. サロンなどの定期的な通いの場
- 10. その他()
- 11. 特にない

問9 現時点において、介護施設等への入所・入居を検討されていますか。(〇は1つ)

- 1. 入所・入居は検討していない
- 2. 入所・入居を検討している
- 3. すでに入所・入居の申し込みをしている
- 4. すでに入所・入居している





問10 ご本人が、現在抱えている傷病名を教えてください。(Oはいくつでも)

1. 脳血管疾患 (脳卒中)
2. 心疾患 (心臓病)
3. 悪性新生物 (がん)
4. 呼吸器疾患
5. 腎疾患 (透析)
6. 筋骨格系疾患 (骨粗しょう症、腎性骨軟化症等)
7. 膠原病 (関節リウマチ含む)
8. 変形性関節疾患
9. 認知症
10. パーキンソン病
11. 難病 (パーキンソン病を除く)
12. 糖尿病
13. 眼科・耳鼻科疾患 (視覚・聴覚障害を伴うもの)
14. その他 ()
15. なし
16. わからない

問11 ご本人は、現在、訪問診療*を利用していますか。(Oは1つ)

1. 利用している
2. 利用していない

*訪問診療や在宅療養管理指導等は含みません。

問12 現在、住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスを利用して
いますか。(Oは1つ)

1. 利用している ⇒ 問14へ
2. 利用していない ⇒ 問13へ

問13 問12で「2. 利用していない」と回答された方にお伺いします。
介護保険サービスを利用していない理由は何ですか。(Oはいくつでも)

1. 現状では、サービスを利用するほどの状態ではない
2. 本人にサービス利用の希望がない
3. 家族が介護をするため必要ない
4. 以前、利用していたサービスに不満があった
5. 利用料を支払うのが難しい
6. 利用したいサービスが利用できない、身近にない
7. 住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため
8. サービスを利用したいが手続きや利用方法が分からない
9. その他 ()

※ここからは、「主な介護者」の方がご回答ください。
「主な介護者」の方のご回答が難しい場合は、この調査票に回答されている方が
主な介護者に代わって記入されてもかまいません。

IV 主な介護者の就労状況について

問14 主な介護者の方の現在の勤務形態はどれに該当しますか。(Oは1つ)

1. フルタイムで働いている ⇒ 問15-1~3へ
2. パートタイム*で働いている ⇒ 問15-1~3へ
3. 働いていない ⇒ 問16へ
4. 主な介護者に確認しないと、わからない ⇒ 問16へ

*「パートタイム」とは、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方が該当します。いわゆる「フルタイム」「嘱託」「契約社員」等の方を指します。
自営業・フリーランス等の場合も、就業時間・日数等から「フルタイム」「パートタイム」のいずれかを選択してください。

問15-1 問14で「1.」または「2.」と回答された方にお伺いします。
介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか。
(Oはいくつでも)

1. 特に調整していない
2. 介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、選出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている
3. 介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている
4. 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている
5. 介護のために、「2.」~「4.」以外の調整をしながら、働いている
6. 主な介護者に確認しないと、わからない



問 15-2 問 14 で「1.」または「2.」と回答された方にお伺いします。
仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援はどれですか。(Oは3つまで)

1. 自営業・フリーランス等のため、勤め先はない
2. 介護休業・介護休暇等の制度の充実
3. 制度を利用しやすい職場づくり
4. 労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）
5. 働く場所の多様化（在宅勤務・テレワークなど）
6. 仕事と介護の両立に関する情報の提供
7. 介護に関する相談窓口・相談担当者の設置
8. 介護をしている従業員への経済的な支援
9. その他（ ）
10. 特になし
11. 主な介護者に確認しないと、わからない

問 15-3 問 14 で「1.」または「2.」と回答された方にお伺いします。
主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。(Oは1つ)

1. 問題なく、続けていける
2. 問題はあるが、何とか続けていける
3. 続けていくのは、やや難しい
4. 続けていくのは、かなり難しい
5. 主な介護者に確認しないと、わからない

8

V 介護生活を続ける際の不安や困りごと

問 16 （在宅生活を送る要介護者を介護している）現在の生活を今後も続けていくためには、主な介護者の方が不安に感じる介護等はどれですか。(Oは3つまで)
(現在行っているかどうかは問いません。)

〔身体介護〕

1. 日中の排せつ
 2. 夜間の排せつ
 3. 食事の介助（食べる時）
 4. 入浴・洗身
 5. 身だしなみ（洗顔・歯磨き等）
 6. 衣服の着脱
 7. 屋内での移乗・移動
 8. 外出の付き添い、送迎等
 9. 服薬
 10. 認知症状への対応
 11. 医療面での対応（経営米糞、ストーマ等）
- 〔生活援助〕
12. 食事の準備（調理等）
 13. その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）
 14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き
- 〔その他〕
15. その他（ ）
 16. 不安に感じていることは、特になし
 17. 主な介護者に確認しないと、わからない

問 17 主な介護者の方は、ご自身の負担軽減のためにご本人から見て、誰に介護を手伝ってほしいですか。(Oはいくつでも)

1. 配偶者（夫・妻）
2. 兄弟・姉妹
3. 息子
4. 娘
5. 主な介護者の配偶者（夫・妻）
6. 子どもの夫（婿）
7. 子どもの妻（嫁）
8. 父・母
9. 孫（男性）
10. 孫（女性）
11. その他家族・親戚

12. ヘルパー等、介護事業者

13. 手伝ってもらわなくてもよい
⇒ 問 18へ

問 17-1 問 17 で「1.」～「12.」と回答された方にお伺いします。
問 17 の方に手伝ってもらえない場合、その理由はどれですか。
(Oはいくつでも)

1. 遠方に住んでいるため
2. 仕事が忙しいため
3. 身体の具合が強いいため
4. 育児中であるため
5. 他の人を介護しているため
6. 介護に関わる意思がないため
7. その他（ ）

9



問 18 介護費用はどこから支払われていますか。(〇はいくつでも)

1. 要介護者の収入 (年金など)
2. 要介護者の貯金
3. 主な介護者の世帯の収入
4. 主な介護者の世帯の貯金
5. その他 ()

問 19 介護当事者等の集い[※]に参加したことがありますか。(〇は1つ)

1. 参加したことがある
2. 参加したいが参加していない (理由)
3. 参加したくない (理由)

※「介護当事者等の集い」とは、認知症カフェ、認知症家族交流会などで、介護当事者等が集まって悩みを相談したり、介護についての勉強会を開催したりするものです。

問 20 介護に関する情報をどこで (どこから) 得ていますか。(〇はいくつでも)

1. 広報せと
2. 瀬戸市ホームページ
3. 市役所窓口
4. 病院などの医療機関
5. 介護施設
6. 担当ケアマネジャー
7. 地域包括支援センター
8. テレビや新聞・雑誌
9. インターネット検索
10. 友人・知人
11. 介護当事者の集い
12. 家族
13. その他 ()

問 21 ご本人様の外出頻度はどのくらいですか。(〇は1つ)

1. ほぼ毎日
2. 週4～5日程度
3. 週2～3日程度
4. 週1日程度
5. 月1～2回程度
6. 2～3か月に1回程度
7. ほとんど外出しない

問 22 外出の目的は何ですか。(回数が多い上位2位までを選んで〇をつけてください)

1. 買い物
2. 通院
3. 介護サービス (デイサービス等)
4. 家族・友人との交流
5. 食事等
6. その他 ()

問 23 外先はどの地区にありますか。(〇はいくつでも)

1. お住まいと同じ町内
2. お住まいと同じ運区内
3. 瀬戸市内
4. 名古屋市
5. 尾張旭市
6. 長久手市
7. 多治見市
8. その他 ()

問 24 外出する際の手段は何ですか。(回数が多い上位2位までを選んで〇をつけてください)

1. 自動車 (知人・家族に乘せてもらう)
2. 電車
3. 路線バス
4. コミュニティバス
5. 病院や施設バス
6. 車いす等 (電動車いす・シルバーカー等)
7. 介護保険適用内の移送サービス (介護・福祉タクシー等)[※]
8. 介護保険適用外の移送サービス (介護・福祉タクシー等)[※]
9. 外出同行 (通院、買い物など)
10. その他 ()

※「移送サービス (介護・福祉タクシー等)」とは、リフトタクシーや乗り降りの手助けのあるタクシーのことです。

問 25 現在、外出に際して困っていることはありませんか。(〇はいくつでも)

1. 移動手段がない、他の人に頼まないと移動できない
2. 駅やバス停などまでの距離が遠い
3. バスなどの本数が少ない・時間が合わない
4. 病気・体調・身体の障害
5. 行きたいところがない
6. 経済的な問題
7. 特になし
8. その他 ()

ご協力ありがとうございました。
記入もれがないか、今一度お確かめ下さい。

令和2年1月10日 (金) までに郵便ポストへご投函ください。



④ 「介護人材実態調査」調査票

※この調査票は、訪問サービス、訪問介護を行う介護職員の方（非常勤含む、ポラントリーを除く）が対象です。
※令和元年12月1日現在の状況について、ご回答ください。

問1 あなたが、本調査票を受け取った事業所で提供しているサービス種別（介護予防を含む）について、ご回答ください。（Oは1つ）

1. 訪問サービス（訪問介護）
2. 訪問系サービス（訪問入浴）
3. 小規模多機能型居宅介護

問2 あなたの資格の取得、研修の修了の状況について、ご回答ください。（Oは1つ）

1. 介護福祉士（認定介護福祉士含む）
2. 介護職員実務者研修修了、または(旧)介護職員基礎研修修了、または(旧)ヘルパー1級
3. 介護職員初任者研修修了、または(旧)ヘルパー2級
4. 「1.」～「3.」のいずれにも該当しない

問3 あなたの雇用形態、性別、年齢、過去1週間の勤務時間等について、ご回答ください。

①雇用形態（Oは1つ）

1. 正規職員（期限の定めのない契約）
2. 非正規職員（期限の定めのある契約）

②性別（Oは1つ）

1. 男性
2. 女性
3. その他

③年齢（数字をご記入ください）
（ ）歳

④問1で回答した勤務先での、過去1週間の勤務時間（数字をご記入ください）
（ ）時間 ※残業時間を含み、休憩時間を除きます。

⑤問1で回答した勤務先での勤務年数（Oは1つ）

1. 1年以上 ⇒問6ハ
2. 1年未満

問4 問3の⑤で「2.」と回答された方にお伺いします。
現在の事業所に勤務する直前の職場についてご回答ください。（Oは1つ）

1. 現在の職場が初めての勤務先 ⇒問6ハ
2. 介護以外の職場
3. 特養、老健、療養型・介護医療院、ショーステイ、グループホーム、特定施設
4. 訪問介護・入浴、夜間対応型
5. 小規模、看多様、定期巡回サービス
6. 通所介護、通所リハ、認知症ケア
7. 住宅型有料、サ高住（特定施設以外）
8. その他の介護サービス

介護人材実態調査
《職員票》

調査協力をお願い

日頃から介護保険行政にご理解とご協力をご頂戴し、誠にありがとうございます。
瀬戸市では高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現」を基本理念に、いつまでも住み慣れた地域において元気に暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

令和2年度に高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しを予定しており、このたび、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討するためのアンケートを実施することとなりました。

この調査は、瀬戸市内に事業所のある全ての訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所に所属する職員の皆様を対象としています。

なお、ご記入いただいた内容は、貴事業所が特定される形で公表することはありません。瀬戸市個人情報保護条例に基づき適正に取扱うとともに計画策定及び各施策の効果の評価に使用します。また、計画策定及び各施策の効果の評価を行うにあたり、市の管理するデータベース内に情報を登録し、集計・分析を行うことがあります。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和元年12月

瀬戸市長 伊藤 保徳

ご記入後、お手数ですが、このアンケートを事業所ごとの返信用封筒に入れ、
令和2年1月10日（金）までに 郵便ポストへご投函ください。

<この調査に関するお問い合わせ先>

瀬戸市 高齢者福祉課
電話：0561-88-2621（直通） FAX：0561-88-2633



問5 問4で「3.」～「8.」と回答された方にお伺いします。
ご回答いただいた直前の職種についてご回答ください。

- ①場所 (○は1つ)
- 現在の事業所と、同一の市区町村内
 - 現在の事業所と、別の市区町村内
- ②法人・グループ (○は1つ)
- 現在の事業所と、同一の法人・グループ
 - 現在の事業所と、別の法人・グループ

問6 サービス提供時間の内訳について、直近の1週間のうち、平日の合計・土曜日・日曜日の
サービス提供時間をそれぞれ下の表にご記入ください。

- ※記入する時間は「5分単位」とします。例) 32分→35分
※移動時間、待機時間は含みません。
※買い物は、「店舗での買い物に要した時間」と「利用者の居宅における準備や片付けに要した時間」
を含む物としてご記入ください。(移動時間は含みません)
※自立生活支援、重度化防止のための見守り的援助(自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)は、身体介護に含まれます。
※介護給付による提供、介護予防給付・総合事業による提供を分けてご記入ください。障害サービスの提供は除いてください。

◆介護給付による訪問

曜日	身体介護		生活援助	
	買い物 (移動時間を含まない)	調理・配膳	買い物 (移動時間を含まない)	その他の生活援助
記入例	35分	20分	0分	125分
平日の合計 (月～金)	分	分	分	分
土	分	分	分	分
日	分	分	分	分

◆介護予防給付・総合事業による訪問

曜日	身体介護		生活援助	
	買い物 (移動時間を含まない)	調理・配膳	買い物 (移動時間を含まない)	その他の生活援助
記入例	35分	20分	0分	125分
平日の合計 (月～金)	分	分	分	分
土	分	分	分	分
日	分	分	分	分

ありがとうございました。
訪問は以上です。

⑤ 「介護休業等実態調査」調査票

この調査に際してお伺い合わせ
瀬戸市 高齢者福祉課 TEL:0561-88-2621(直通) FAX:0561-88-2633

12月1日時点の状況でご回答ください

問1. 企業の業種 主な事業内容として、近いものを1つ選んでください。
製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 卸売・小売業 医療・社会福祉 金融・保険業・不動産業
建設業 情報サービス・調査・広告業 教育・研究 運輸・通信業 その他のサービス業 その他

問2. 従業員数(正規・非正規含む)をご回答ください。(おおよその数値で可)
 1.1~9人 2.10~19人 3.20~29人 4.30~49人 5.50~99人 6.100人以上

問3. 平成30年度中の介護休業制度・介護休暇制度の利用状況をご回答ください。
 介護休業取得者 _____人(延べ _____回) 介護休暇取得者 _____人(延べ _____回)

問4. 要介護状態にある家族の介護を行う従業員について、導入している制度、対策を講じている内容に
 ○を付けてください。(複数回答可)
※各制度等の内容は同封の「介護休業制度等の概要」をご参照ください。
 ※5.6.7については、規定している規則等(就業規則等)をご記入ください(任意)

1. 所定外労働の制限(残業免除)
2. 時間外労働の制限
3. 深夜業の制限
4. 所定労働時間短縮等の措置
5. 不利益取り扱いの禁止
6. ハラスメント防止措置
7. その他(独自の制度) ()
8. ない

問5. (問4で「8. ない」を回答した方)導入していない理由をご回答ください。(○はいくつでも可)

1. 利用希望者がいない
2. 会社の体制上導入が難しい
3. 必要性を感じない
4. 制度がわからない
5. コスト面で導入できない
6. その他 ()

問6. (問4で「8. ない」を回答した方)導入予定はありますか。 1. ある 2. ない 3. わからない

問7. (すべての方にお答えください)介護休業制度等を導入するにあたり、困っていることをご回答ください。(○はいくつでも可)

1. 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)の利用方法がわからない
2. 介護休業等の制度がわからない
3. 介護と仕事の両立に関する取り組み方法がわからない(事例が知りたい)
4. 相談先がわからない
5. その他 ()
6. 特になし

ご協力ありがとうございました。記入もれがないか、今一度お確かめ下さい。

このアンケートを同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、**12月27日(金)までに**返送してください。
 (FAX可 瀬戸市 高齢者福祉課 0561-88-2633)

9 用語解説

英数字

◇ IADL (手段的日常生活動作: Instrumental Activity of Daily Living の略)

日常生活の基本的な動作の中でも、より高度な運動や記憶力を必要とされる動作について、どれだけ独力でできるかを図るための指標。具体的には、買い物、調整、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物等の日常生活上の複雑な動作をいう。

◇ IoT (モノのインターネット: Internet of Things の略)

パソコン類以外のモノをインターネットに接続し、情報交換することにより相互に制御する仕組みを指す。モノに各種センサー等を取り付け、インターネットを介してモニターしたり、コントロールしたりすることで、さまざまな課題解決を目指す。

◇ ICT (情報通信技術: Information and Communication Technology の略)

通信技術を活用したコミュニケーションを指す。IT (情報技術: Information Technology) とほぼ同義だが、IT ではハードウェアやソフトウェア、インフラなどコンピュータ関連の技術そのものを指すのに対し、ICT では情報を伝達することおよび医療や教育などにおける技術の活用方法、またはその方法論等を指す。

◇ NPO (民間非営利組織: Non Profit Organization の略)

ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、市民活動を行う組織・団体。そのうち特定非営利活動促進法に基づく一定条件を満たして認定を受けた『特定非営利活動法人』を通称NPO法人という。医療、福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力、人権、平和、社会教育等の分野で活動をしている。

◇ PDCA サイクル

Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) を繰り返すことによって、計画や事業等の管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

あ行

◇ アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、何らかの理由で自ら支援を求めるのが難しいなど支援が届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

◇ 一般介護予防

すべての高齢者を対象に、住民互助や民間サービス等との連携を通じて、介護が必要になる前の状態から予防と健康・生活の向上を目的とした事業。心身機能の維持・向上だけでなく、日常生活動作の向上や社会活動への参加、生きがいづくり等へ働きかけることを重視する。

◇ 一般高齢者 (旧一次予防事業対象者)

要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者のうち、基本チェックリストを用いた判定で元気高齢者、介護予防事業対象者、生活支援事業対象者に該当していない者。

◇ 尾張東部権利擁護支援センター

尾張東部地区 5 市 1 町 (瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町) の委託を受けて運営される NPO 法人。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、法律・契約行為や自らの利益確保に支援を必要としている者またはその周りの人々に対して、福祉的配慮に基づく後見事務の提供、権利擁護に関する相談支援、啓発活動等の支援事業を行い、市民福祉の向上および日常生活の安寧を図ることを目的とする。愛称は「あすライツ」。



か行

◇介護サービス相談員

介護サービス施設・事業所に出向いて、サービス利用者等の相談や利用者が施設に対して言いにくい事柄を代弁し、利用者と施設の両者の橋渡しをすることで、問題の改善や介護サービスの質の向上、調整を行う者。

◇介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護等認定者からの相談に応じるとともに、要介護等認定者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、ケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市区町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。

◇介護保険制度

加齢に伴う病気等で要介護状態となり、食事・排せつ・入浴等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な方に対して、一定割合の自己負担で保健医療サービス、福祉サービスを提供する制度。

◇介護保険料

介護保険事業に要する費用に充てるために拠出する保険料。市区町村（保険者）が被保険者から徴収する。第1号被保険者の保険料は、一定の基準により算定した額（基準額）に所得に応じた率を乗じて得た額となる。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づき算定した額となり、医療保険の保険料と一括して徴収される。

◇介護予防支援

要支援認定者がサービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行う。

◇介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

要支援認定者の多様な生活ニーズに対応するため、従来介護予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護（ヘルパー）および介護予防通所介護（デイサービス）を、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業に移行し、要支援認定者自身の能力を最大限に活かしつつ、既存の介護保険事業所のほかNPOやボランティア等による多様なサービスを総合的に提供する仕組み。平成27年4月1日施行の改正介護保険法の中に位置づけられたもの。訪問型・通所型サービス等からなる介護予防・生活支援サービス事業と、介護予防普及啓発事業等からなる一般介護予防事業のサービスがある。

◇居宅介護支援

在宅の要介護認定者がサービスを適切に利用できるように、居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所が必要な場合は紹介等を行う。

◇ケアプラン

利用者個々のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャーが、ケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と相談しながら作成するサービスの利用計画。

◇ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、⑤ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑥モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑦評価（ケアプランの見直し）、⑧終了からなる。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」「介護予防支援」等で行われている。

◇権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

◇高齢化率

高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合。

◇国保連合会（国民健康保険団体連合会）

国民健康保険法の第83条に基づき、会員である保険者（市区町村および国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として設立された公法人。

さ行

◇サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」第5条に基づき、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホーム。安否確認・生活相談サービスの提供が義務付けられており、住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続けることを目的とする。

◇在宅介護

病気・障害や老化のために生活を自立して行うことができない方が、自分の生活の場である家庭において介護を受けること。またはその方に対して家庭で介護を提供すること。

◇事業対象者

生活機能が低下し、介護が必要になるおそれのある高齢者を早期に把握するために用いる基本チェックリストにおいて、日常生活の様子や運動機能、栄養状態、口腔機能等の項目に該当した第1号被保険者。

◇社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。一般的には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金等地域の福祉の向上に取り組んでいる。介護保険制度下のサービスを提供している社協もある。



◇社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人。社会福祉法人は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律や公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人に比べて設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置等がとられるといった特徴がある。介護保険制度下のサービスを提供する主な法人の一つ。

◇若年性認知症

65歳未満で発症した認知症。本人や配偶者が現役世代のため、認知症になることで経済的な困窮や、子への心理的影響が大きい等の問題が考えられる。

◇住所地特例

施設等に入所する場合に、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み。介護保険においては、地域保険の考え方から住民票のある市町村が保険者となるのが原則であるが、介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏り、施設等の整備が円滑に進まないおそれがあるため、特例として設けられている。

◇小規模多機能型居宅介護

利用者（要介護等認定者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または拠点に通わせ、もしくは拠点に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行うもの。

◇生活援助員

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、その者の居住する住宅に併設または隣・近接するデイサービス運営事業を実施する老人福祉施設等から派遣され、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する者。

◇生活支援・介護予防サービス

要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態になっても状態の悪化を防ぐことに重点をおいたサービス。要介護認定・要支援認定で「要支援1」「要支援2」に認定された方が利用するサービスに相当する。

◇生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。

◇生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。がん・脳血管疾患・心疾患・脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症等。

◇成年後見制度

認知症や障害等の理由で判断能力の不十分な方に代わり、財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする支援を行う制度。

た行

◇第1号被保険者

市区町村の区域内に住所を有する65歳以上の方。要介護認定を申請して、認定されれば介護保険の給付を受けることができる。

◇第2号被保険者

市区町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。第1号被保険者と異なり、第2号被保険者の場合は、介護が必要な状態でも介護保険の給付を受けるための条件がある。

◇地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

◇地域ケア会議

「多分野に及び専門職との連携」と「民生委員や自治会、地区社協といった地域住民と専門職との協働」により、高齢者が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けられるように支えるとともに地域の社会資源の整備および開発から地域の基盤づくりを進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市区町村や地域包括支援センターが開催する会議体。

◇地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

◇地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。地域包括ケアシステムの実現に向けて、日常生活圏域（中学校区等おおむね30分以内で必要なサービスを提供できる圏域）で地域包括ケアを有効に機能させる地域の中核機関として、地域包括支援センターの制度化が平成17年の改正介護保険法に盛り込まれた。また平成23年の同法の改正においても同様の趣旨の改正が行われた。

◇地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。市区町村および老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人等のうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する介護サービス。明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行う。



◇特定健康診査

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診。

◇特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師、管理栄養士等の専門スタッフが行う生活習慣を見直すための指導。

な行

◇日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

◇認知症

一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われる症状。一般に認知症は器質障害に基づき、記憶・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。

◇認知症カフェ（せとらカフェ）

認知症の方、家族介護者や友人、地域住民、そして専門職が、年齢や所属、地域に関係なく身近で入りやすい場所で開催されるカフェのこと。お茶を飲みながら相談・交流をすることで、人と人とのつながりが醸成されるとともに、認知症に関する情報を得ることができる。本市では、瀬戸市の「せと」と、瀬戸の言葉で「私たち」という意味の「わしら」を組み合わせ、「瀬戸のひとたちみんな」が気軽に立ち寄ってもらえるようにとの思いから、「せとらカフェ」の呼称を使用する。

◇認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった方の手助け等を本人の可能な範囲で行う。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。

◇認知症施策推進大綱

国または地方自治体の認知症に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することを基本的な考えとして掲げている。認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年6月18日にとりまとめられた。

◇認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる方や認知症の方およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、生活のサポートを行う集合体。専門医、社会福祉士、保健師、看護師、作業療法士等の医療保健福祉に関する職員で構成される。

◇認知症バリアフリー

認知症でも不自由や不便を感じる事が少ない生活環境が整備されていること。移動手段の確保や金融機関・小売店へのアクセス方法の工夫、各種サービス利用時の認知症の方への配慮、消費者をターゲットとした詐欺被害を最小限に抑えるための対策等を指す。

は行

◇避難行動要支援者

高齢者、障害のある方、妊産婦、乳児、その他防災上の観点において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

◇保険者

保険契約により保険金を支払う義務を負い、保険料を受ける権利を有する者をいう。介護保険の保険者は市区町村。

ま行

◇民生委員

民生委員法に基づき、各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする方が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする方が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。介護保険制度下では、制度利用に関する相談や申請の代行、ケアマネジャー等と連携した利用後のフォロー等の役割を担っている。

◇もーやっこネットワークシステム

本市独自の在宅医療介護の連携促進ツール。平成25年度に運用が開始し、支援機関の連携強化に利用している。

や行

◇有料老人ホーム

老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、高齢者の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている、高齢者を入居させ、①食事の提供、②介護（入浴・排せつ・食事）の提供、③洗濯・掃除等の家事の供与、④健康管理のうちいずれかのサービスを提供している施設。

◇要介護認定者

要介護状態（要介護1～要介護5）にあると認定された被保険者。

◇要介護状態

身体又は精神の障害のために、食事・排せつ・入浴等日常生活での基本的な動作について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態。介護の必要の程度により「要介護1」～「要介護5」に区分される。



◇要介護等認定者

要支援状態（要支援1～要支援2）又は要介護状態（要介護1～要介護5）にあると認定された被保険者。

この認定は介護保険制度において、介護給付・予防給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するためのものであり、保険者である市区町村が、全国一律の客観的基準（要介護・要支援認定基準）に基づいて行う。認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を介護認定審査会に通知し、要介護・要支援状態への該当、状態区分等について審査・判定を求める。

◇要支援認定者

要支援状態（要支援1～要支援2）にあると認定された被保険者。

◇要支援状態

身体または精神の障害のために、食事・排せつ・入浴等日常生活での基本的な動作について、継続して常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のために特に役立つ支援が必要と見込まれる状態、もしくは身体または精神の障害のために継続して日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態。支援の必要の程度により「要支援1」・「要支援2」に区分される。

ら行

◇リハビリテーション

心身に障害のある方の全人間的復権を理念として、高齢者や障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

◇利用者負担

福祉サービス等を利用した際に、サービスに要した費用のうち、利用者が支払う自己負担分。介護保険法においては応益負担（定率負担）が原則とされ、その負担割合はサービスに要した費用（利用料）の1割～3割である。なお、施設入所等における食費や居住費（滞在費）については、全額利用者負担となっている（低所得者に対する軽減策〔特定入所者介護サービス費の支給〕はある）。

◇老研指標総合評価

老研式活動能力指標による評価。自立した高齢者を含む在宅高齢者の生活機能について、I ADL（手段的自立度）低下、知的能動性低下、社会的役割低下の合計点を用いて評価する。



発行日 令和3年3月

発行 瀬戸市

編集 瀬戸市 健康福祉部 高齢者福祉課

住所 〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の1

連絡先 TEL:0561-88-2621

FAX:0561-88-2633

URL:<http://www.city.seto.aichi.jp/>

